

# 令和元年度 松浪地区市民集会次第

日 時 令和元年9月14日(土) 13時30分より  
場 所 松浪コミュニティセンター ホール1・2  
司 会 松浪地区まちぢから協議会副会長 末松 一豊

- 1 開会のあいさつ 松浪地区まちぢから協議会会長 植松 伸擴
- 2 茅ヶ崎市長のあいさつ 茅ヶ崎市長 佐藤 光
- 3 行政出席者紹介
- 4 市からの情報提供  
・財政状況について 財務部長 青柳 道文  
・ごみ処理について 環境部長 重田 康志

13:30~

13:50

## 5 議題

### 1 環境問題関連について

①ごみ集積場所について (P3~4)

### 2 防災対策関連について

①感震ブレーカー設置後の対応 (P5~6)

②在宅被災者 (P7~8)

③避難行動要支援システム (P9~11)

### 3 都市・整備関連について

①道路整備プログラム(茅ヶ崎辻堂線)の進捗状況 (P12)

②私道の公道への転用要望 (P13~14)

③空家対策 (P15)

④ブロック塀対策の進捗 (P16)

### 4 教育・子ども関連について

①旧小和田消防署跡地の活用 (P17)

②浜須賀中学校の校舎改修 (P18~19)

③児童クラブについて (P20)

### 5 その他

①自治会加入率の低下への対応策 (P21~22)

②運転免許証自主返納への行政支援 (P23~24)

### 6 当日質問

13:50~

15:50

- 6 まとめ 茅ヶ崎市長 佐藤 光

15:50~

- 7 閉会のあいさつ 松浪地区まちぢから協議会副会長 前田 積

16:00

松浪地区市民集会  
(元.9.14)

行政出席者 (予定)

佐藤	光	市長
塩崎	威	副市長
岸	宏司	副市長
竹内	清	教育長
秋津	伸一	理事・総務部長
添田	信三	理事・企画部長
青柳	道文	財務部長
若林	英俊	市民安全部長
村上	穰介	文化生涯学習部長
熊澤	克彦	福祉部長
高木	邦喜	子ども育成部長
重田	康志	環境部長
榊原	敦	都市部長
橋口	真澄	建設部長
越野	明	下水道河川部長
小澤	幸雄	消防本部消防長
竹内	一郎	教育総務部長
富田	雄也	市民自治推進課長

## 令和元年度松浪地区市民集会（回答）

### 1 環境問題関連について

#### ①ごみ集積場所について

【松浪二丁目自治会】

#### 要望 ゴミ設置場所（特に資源ゴミ）の是正

ゴミ設置場所（自宅前 松浪2-1-19）の件で、20年間苦しんでおります。

この件に関しては、父（昨年12月死去）も市役所には20年前から連絡しておりましたが、真剣に取り扱っていただけませんでした。

○自宅前50m以内に2ヶ所のゴミ置場設置（資源ゴミ含む）への不満

設置時から市から何の連絡なし。自宅の庭先に月曜から金曜までゴミがでている。分別していないゴミを時々置かれ、土曜、日曜も置かれている。

毎日ゴミなしの日が無い現状。→精神的なストレス

カラス被害などの掃除に関しては、決まった人でやるか、自宅から見えている人が片付ける事になる不公平差。

○特に資源ゴミ・プラスチック等、近隣4ヶ所の置場の不公平差

今まで、広報や回覧で誰がどこに出すのか指摘がされていない。新築の家がたくさんできてその人達は出しやすい場所に出している。別表のゴミ置場BとFについては、新しく建った7軒の住宅と賃貸マンション。この資源ゴミの置場はその住人が専用で使用。30軒分置場という市の話とはまったく異なり、少ないゴミしか出されていない。松浪2-1-19、特に資源ゴミが多い。すでに市に改善するよう報告済。

○ゴミ設置場所（特に資源ゴミ・プラスチック等）の公平差、各置場のゴミ量の均等化

プラスチックゴミを覆うネットは、松浪二丁目一班4組の住人で購入したもの。それ以外が使用することはおかしい。

2019年1月25日、添田参事、安西氏、小川氏、三名と市役所に出向き話し合いをした。改善を約束したが、その後改善に関する話はまったくなく、3月、5月、こちらからの連絡で現況の確認をしたところ説明なく、5月、添田氏は異動で担当が変わりましたとの話。新任の名を電話口で話す始末。まったくの無責任さに市への不信感が高まる。

自治会が、誰がどこの場所にすてるのか調査、その結果、A、Dの順に多いことがわかる。A置場については少し奥へ入って行ってスペースがあることから出しやすいこと。道路を渡ってすてに来るのを見ている。

また、近隣で自治会を脱会している人が多いのもわかった。自治会の把握していないことに驚いた。

自治会会員使用目的のために市が設置したゴミ置場に自治会員以外の人ができるのか。他県の例では、自治会員以外の住民で、ゴミステーションを利用する場合は、交代でゴミ当番を義務づけているとか。

スターブル湘南の入居者も自治会に入っていないそうだ。今後、自治会に入会しない人に対する方針をしっかりとすべき。今後、外国人も増え、自治会に入らない人も増えてくることに懸念。

今までゴミの量の均等化を訴え、現状の写真をとりつづけてきた。最新の写真を同封します。(質問用紙1枚、地図1枚、写真17枚)

**回答** (担当：環境事業センター)

ごみ及び資源物集積場所の設置申請につきましては、利用者等地域の皆様で設置場所の関係者との調整をしていただいた上で、当該区域の自治会長より申請をいただき、その後、環境事業センターにおいて収集車両の通行や積込み作業の安全性を確認し、決定させていただくこととしておりますが、本件を受け、移動や新設等の申請を収受する際には、当該場所の隣接土地管理者等の承諾を得ているかどうかについての確認に努めてまいります。

また、本件につきましては、環境事業センターの地区担当職員が自治会長とともに、排出量の均衡化を図るための分散等について調整しているところではございますが、適地が定まらず現在に至っております。

本市といたしましては、引き続き当該地区の自治会長及び環境指導員と検討を継続させていただきたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

なお、ごみ及び資源物の集積場所につきましては、自治会への加入、未加入にかかわらず、地域の課題ととらえていただき、環境指導員を始め、自治会での調整をお願いしております。

【出口町自治会】

**要望** ゴミ問題に関連し、下記検討をお願いしたい。

1. 新築住宅の開発で、現状は8棟以上の開発はゴミ置き場設置が義務付けられていると認識していますが、これを5棟以上とできないか。過去の経験で、5棟および7棟の新築住宅でゴミ置き場が設置されず、又事前に入居者のゴミ排出場所が全く考慮されていなかった為、近隣の世帯とのトラブルが発生した経緯あり。又、開発業者が事前に開発計画を自治会長に連絡してこなかったケースもあり。開発業者への指導を徹底して欲しい。

2. 現状資源ゴミの排出場所の新規申請には30世帯が必要と認識していますが、これを15世帯くらいまでに下げて欲しい。理由は資源ゴミ置き場が限られており、新規住宅が増えている為で、場所によっては資源ゴミがオーバーフローしている状況。これを解消したい。

**回答** (担当：環境事業センター)

ごみ集積場所につきましては、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例第26条により計画戸数8戸以上の場合には1か所以上設置することと定めております。また、基準に満たない開発につきましても、情報提供がされた場合は、近隣及び自治会との調整はもとより、状況に応じて近隣を含めた中での集積場所の設置等の指導を行っております。今後につきましても、開発業者等への指導の徹底に努めてまいります。

また、集積場所の設置基準の見直しにつきましては、収集業務の効率性や市民ニーズを勘案しながら、ごみの有料化や戸別収集の議論に併せて検討してまいります。

## 2 防災対策関連について

### ①感震ブレーカー設置後の対応

【浜竹一丁目自治会】

#### 要望 感震ブレーカー設置後の対応について

都市政策課のご努力により市内のクラスター火災対策が進んでいる事は、当該地域に居住する者にとっては力強い限りです。自治会で感震ブレーカー取り付けをお手伝いしていて発災時の対応についても考えておかなければと思っています。

(1) 震度5強の地震の発生で感震ブレーカーが作動して停電になった場合には、どうしたら良いか、各自が考えておかなければならない事ではありますが、ガイドラインを決めておくのも大切と考えています。

(2) 取り付け時にはリセットの仕方は説明していますが、ブレーカーが作動したのか、別の理由で停電したのかの判断は各自に任されています。感震ブレーカーが作動した場合には自治会でハンドマイクを使って広報する事を考えておりましたが、市内に感震ブレーカーの取り付けが進んで来ている現在、まずは防災行政無線を使用して広報する事が必要ではないか、と考えますが如何でしょうか？

防災行政無線の放送内容については以前より議論があり、承認された内容でないと出す事ができないと言われていたのですが、色々なケースを想定した放送内容を検討しておくことも必要であると思います。その中に感震ブレーカーの取扱いについても入れて頂きたいと思っています。

#### 回答 (担当：防災対策課、都市政策課)

大規模地震により感震ブレーカーが作動した後にブレーカーを復旧する際には注意していただきたい事項があり、例えばガス漏れ等が発生していないことの確認や、室内の電気製品の安全確認を行い屋内外の配線の状況や家屋の傾斜の状況の確認、万一の出火に備えて消火器等を確保した上で復電作業を行うなど、確認事項の整理が必要と考えております。

これまでは、各地域の説明会等で感震ブレーカーの必要性と並行して、復電時の注意事項の周知も行っていました。今後御提案いただいた復電作業の手順や注意事項をまとめた資料を作成し、市ホームページ等を活用しながら引き続き周知を行ってまいります。

また、本市で大規模地震が発生した際には、災害状況の事実確認ができた段階で市民の皆様への周知を図り、迅速な対応、行動を促すこととしております。

具体的な放送内容としまして、地震発生当初においては、通電火災を防止するため、避難所等に避難していただく際にはブレーカーや電気器具の電源を切っていただくことの周知を想定しております。

ライフラインが復旧した際には、市民の皆様がいち早く普段どおりの生活に戻っていただくため、ライフライン施設の復旧についても周知を行うことを想定しております。

御提案いただきました感震ブレーカーの取扱いについては、地域によって認知度や普及状況が異なっていることから、直接的に「感震ブレーカー」という表現を用いるのではなく、通電火災が発生しないよう注意しながら、ブレーカーや電気器具の電源を入れていただくよう、周知を行いたいと考えております。

災害発生時においては、災害の規模や市内の被災状況に応じて、情報発信を行う内容も異なってくることから、現時点で放送内容を確定することはできませんが、様々な御提案等も踏まえながら、市民の皆様に正確に情報を伝え、混乱が生じないように、状況を見ながら、柔軟かつ適切な情報発信に努めてまいります。

## 2 防災対策関連について

### ②在宅被災者

【出口町自治会】

#### 質問 在宅被災者について

先般 NHK の番組で、東日本大震災で被災し自宅で生活する“在宅被災者”の困窮した生活が放送されていました。

大震災によって多くの避難所が設けられましたが、その避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活をしてきた人達です。現行の支援制度では、被災した後に避難所に行けば食料や物資の支援を受けることが出来、その後仮設住宅や災害公営住宅が整備されるなど住まいが保障されている一方、“在宅被災者”は避難所に行かなかった為支援物資および生活再建に必要な情報も十分に受けられなかったとの話でした。又、仮設住宅等にも原則入れなかったとも報道されていました。

茅ヶ崎市においては、かような問題点を把握し、下記について対応策を既に検討しているか質問する次第です。

1. 震災が起こり、自宅が一部損壊等で“在宅被災者”となる世帯に対し、震災直後に食料や物資の支援はどのように提供されるか、又その後の生活再建に必要な情報等をどのように提供していくか。

2. “在宅被災者”によっては、十分な損壊の補修が経済的にも出来ないまま暮らす方も出てくる事も考えられるも、この場合仮設住宅等へ入る選択肢はあるか。

尚、参考までに、かような“在宅被災者”を支援する目的で鳥取県は全国に先駆けて“災害ケースマネジメント”を制度化し、行政や民間支援団体などで構成する生活復興支援チームを新設している由。“在宅被災者”を戸別訪問し、各世帯に応じた生活再建計画を策定、建築士や保健師および弁護士らにつなぐ役割を果たしていると聞いています。

#### 回答 (担当：防災対策課、建築課)

1 につきまして、市内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、公立小中学校32校を災害対策地区防災拠点として開設いたします。災害対策地区防災拠点は、避難された方が一時的に生活を送る避難所としての機能のほか、水、食料、救援物資等の提供、被災状況や生活情報の提供等を行う機能も有しております。

そのため、在宅で避難されている方についても、公立小中学校で必要な物資や情報を得ていただくことが可能です。ただし、御自身で学校へ行くことが困難な場合については、当事者の方の近隣に住む方々で助け合い、物資の受領や情報の伝達等に御協力をお願いいたします。

2 につきまして、大規模災害が発生した場合、災害救助法に基づき応急仮設住宅の供与が行われ、その入居対象者につきましては、次のように定められております。

ア 住家が全焼、全壊又は流出した者

イ 居住する住家がない者

ウ 二次災害等により被害を受けるおそれがあるなど、上記ア、イと同等と見なす必要がある場合であって、自らの資力で住宅を得ることができない者

したがいまして、ウに該当する方につきましては、応急仮設住宅への入居も考えられません。

応急仮設住宅への入居のほか、住宅再建に係る被災者支援策といたしましては、応急仮設住宅を利用しない等の場合に、必要最小限度の補修を行う住宅の応急修理制度（限度額 54万7千円以内）や住宅の被害状況や再建方法に応じて支援金を支給する被災者生活再建支援制度（最大300万円支給）のほか、各種の貸付や融資の制度がございます。

大規模災害発生時には、直接的な被害への応急対応後、被災者の生活再建を図るため、住家の被害認定調査や被災証明の交付等を行い、利用可能な制度を対象者に周知してまいります。

また、在宅避難者に対しましては、発災後、保健師等が巡回し健康指導等を行うほか、臨時災害相談所を設置し、弁護士会等と連携しながら、各部局の職員が被災者の様々な相談に応じていくことを想定しております。被災された方々が生活再建を果たしていくためには、被災者ごとに個別の支援が必要になってくると考えておりますので、鳥取県等の災害ケースマネジメント等を参考にしながら、引き続き、被災者の生活再建支援策の体制の充実に努めてまいります。



## 2 防災対策関連について

### ③避難行動要支援システム

【浜竹四丁目自治会】

#### 要望 避難行動要支援システム導入に取り組む件について

避難行動要支援者リスト、年2回の印刷物ベースでの情報提供が開始され数年が経過しました。残念ながら、記載情報データの活用に関しては、個人情報保護の観点が強調されるが為に、文字情報を閲覧することに留まっています。

そして、市当局は災害時には電源確保の上、飽くまでも紙に印字し、重量物を現場に運搬するという設定であることに愕然としております。情報処理の専門業者によりますと、災害時にはノートパソコンとUSBメモリーでデータを現場に持ち込んで様々な情報処理ができることが記載されています。

市当局にあっては、平時から電子情報システム管理データ活用に熟練した上で、災害時を想定した現場でのシミュレーションを重ねて練度をアップする取り組みが必要と考えます。

既に導入したシステムについて、その特徴や機能を公開すると共に、自治会別等の集計機能を用いて周知状況や同意状況などを可視化、更なる個別プラン作成する便利で具体的なシステム構築を切望します。

#### 回答

(担当：防災対策課、障害福祉課、高齢福祉介護課)

本市では、印刷した災害時用名簿を平常時から備えており、災害発生時等には各避難所に災害時用名簿を届けることとなっております。

現在、導入しているシステムは、避難支援等関係者への名簿提供を目的として構築しており、システムで避難行動要支援者の情報の更新及び修正等を行い避難支援等関係者ごとに平常時用名簿、災害時用名簿、地図等を出力するものです。

御提案のありましたUSBメモリー等の外部記録媒体による名簿の提供につきましては、保管場所や管理方法、データの複製の危険性などのセキュリティ上の課題が多くあるため、現状では現場へのデータの持ち出しは考えておりません。また、御提案いただきました集計機能を用いた可視化や個別プラン作成支援などは、現システムでは対応できない状況です。しかしながら、災害発生時においてICTを活用することで、効果的な情報発信や円滑な支援活動につながることから、各避難所等においてICTが活用できる環境づくりに向けて研究を行ってまいります。

今後、名簿につきましては、国の個別計画様式例を参考にして、同意確認書に避難場所情報等も記載していただき、個別計画として活用できるよう検討してまいります。

※「ICT (Information and Communication Technology)」とは、情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Technology)」に代わる言葉として使われている。

要望

避難行動要支援者同意確認書（第1号様式）の同意欄に関する項目の改善等について記入する際には、必ずご本人が記入することを徹底する為に、書式と仕組みの改善を要望したい。

- 1 家族やケアマネが代筆しない書式に変更すること。
- 2 更に、本人が同意した場合には、ご本人の意思であることを確認できるチェック欄を設け、適宜避難行動等支援関係者に連絡をおこなうと認印を得た後に、市福祉関係部署に提出すること。

回答

（担当：防災対策課、障害福祉課、高齢福祉介護課）

避難行動要支援者支援制度は、要配慮者のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）を事前に市が名簿登載し、本人に同意を得た上で避難支援に関わる関係者に平常時から提供することにより災害発生時等に避難行動要支援者に対し、円滑かつ迅速な避難支援や安否確認等を行うことを目指した仕組みです。

平常時から避難支援等関係者へ情報提供するための同意確認書の記入については、基本的には本人が記入することとなっておりますが、本人のお体の状態によっては自ら意思を決定することが困難な方や、御自身で記入することが難しい方もいらっしゃいます。そのような場合には、御本人の同意の意思を確認した上でご家族や介護者等による代筆を認めていることにつきまして、御理解をいただきたいと考えております。

質問

避難行動要支援者制度と福祉避難所

「松浪地区で福祉避難所は何か所ありますか？公開はしていないのですか？」

「避難行動要支援者は、避難の際まずは一般の避難所に出向き、そこから福祉避難所に回らねばいけないのか？福祉避難所への誘導の際、誰がどのような基準で判断を下すのか？」

「市と要支援者の家族、支援関係者が協議する場はなく、また、迅速性、予測可能性の観点（障害者は初めから一般の避難所は無理と考えられる等）から、予め福祉避難場所に避難するように決めておいた方がいいと思うので、避難行動要支援者名簿の自治会への配布時に福祉避難所一覧を添付したらどうか？」

「仙台市のように、直接福祉避難所に避難するようにできないか？この様な事態に備えて福祉避難所に関する情報公開が更に必要と思われるが、市の考えは？」

回答

（担当：防災対策課、障害福祉課、高齢福祉介護課）

福祉避難所は、現在、27か所の高齢者施設及び8か所の障害者施設と協定を締結しており、松浪地区では1か所の高齢者施設があります。また、一覧は市ホームページ上の「茅ヶ崎市地域防災計画資料編」で公開しております。

災害が発生し、自宅の焼失、倒壊等により生活の場を失った場合は、まずは、最寄りの

公立小中学校32校の指定避難所に避難していただくこととなります。各避難所には、一般の避難者とは別に要配慮者の方に避難していただくためのスペースをあらかじめ決めているため、基本的にはそうしたスペースで避難生活を送っていただくこととなります。

しかしながら、避難所での避難生活が困難な方については、市が協定締結先に要請をし、受入可能な施設を順次福祉避難所として開設してまいります。開設する場合、本市では、各避難所での避難者の状況等を把握した上で、協定締結先に要請を行うこととなります。

また、福祉避難所は、平常時は入所・通所施設として運営されており、災害時に限り、各施設の安全確保や職員の体制等を確認した上で、受入可能なスペース等を活用して開設することとなるため、災害発生直後から開設することはありません。

### 3 都市・整備関連について

#### ①道路整備プログラム（茅ヶ崎辻堂線）の進捗状況

【浜竹四丁目自治会】

**質問** 道路整備プログラム（平成23年版）、3.6.5茅ヶ崎辻堂線に関する進捗状況について

本件路線は昭和28年当初決定、昭和51年最終変更をうけて、平成22年3月時点で、未整備延長1930メートルが記載されており、平成27年中間検証においても、未整備のままである。そして、現時点でも未整備であることは明確である。

これまでの間、住宅などにかかる建築基準許可申請に対しては、上記道路整備に指定された「住宅用地域」に準じて許可されてきています。

一方、平成20年度、地震による地域危険度測定調査報告で、4.火災危険度において、JR東海道線以南に大きなクラスター（類焼危険）があり、該当する建物数は、10,671棟に及ぶとの指摘がありました。

この答申を得て直ちに類焼リスクを減ずるために「住宅用地域」への適用停止もしくは抜本的な見直しをするべきではなかったのか、考え方をお示してください。

**回答**（担当：都市計画課、道路建設課）

本市の都市計画道路は、延長約63キロメートルを都市計画決定しており、そのうち約41キロメートル（66.2パーセント）が整備済みとなっております。道路整備については、「茅ヶ崎市道路整備プログラム」に則り、効率的、効果的な整備となるよう優先順位を見極め、整備を進めております。

長期未着手の路線については、平成18年3月に「茅ヶ崎市都市計画道路見直しの基本的考え方」を策定し、その考え方に基づき検証した「都市計画道路の見直し方針」を平成19年3月に公表しております。今後も社会情勢の変化や事業化の動向に応じ、適時適切に都市計画道路の見直しを実施してまいります。

なお、3・6・5茅ヶ崎辻堂線の浜竹区間は、昭和28年9月30日に都市計画決定した都市計画道路ですが、必要性は高いものの、着手時期が未定のため留保付き存続となっております。

クラスター対策として都市計画制度では、平成24年2月に敷地の最低限度を定め、平成29年12月には準防火地域の指定を拡大いたしました。その他の取組としては、地域住民の皆様の御協力をいただきながら感震ブレイカーの設置等を実施し、総合的に延焼防止対策に取り組んでおります。

建築物に対する指導につきましては、現在の都市計画を含む建築基準関係法規が対象となります。都市計画では、都市全体にわたる都市機能の配置等の観点から、住居系や商業系、工業系の13種類の用途地域などを定め、将来都市像の実現に向けた市街地の形成を誘導しております。

本市では、街区単位で地域の特性を生かした地区計画などの都市計画制度の活用をしたルールづくりについて、地域住民の皆様と協働して進めております。地域特性に応じた将来像を実現するためにも都市計画制度の活用について御検討いただければと考えております。

### 3 都市・整備関連について

#### ②私道の公道への転用要望

【浜竹四丁目自治会】

#### 質問 私道の公道への転用要望に関して

浜竹四丁目域内には様々な生活道路がありますが、それらの法令上の区分や規制等について、わかりやすく説明して下さい。

- 1) 1号道路 2) 2号道路 3) 3号道路 4) 5号道路 5) 2項道路 6) 非道路  
また、これまでに「公道化を要望した」事案について、要望にそえなかった事由等に区分して、実現できなかった経緯を説明して頂きたい。

#### 回答 (担当:建築指導課、建設総務課)

市街地における各種道路は、建築物との関係において、単に通行の場であるのみならず、建築物の利用、災害時の避難路、消防活動の場、建築物等の日照、採光、通風等の確保など安全で良好な環境の市街地を形成する上で極めて重要な機能を果たしております。

このため、建築基準法第42条において、一般交通の用に供するものとしての交通上の観点に加えて、建築物又はその敷地の安全上、防火上及び衛生上の観点から、建築基準法の道路の定義を行っております。

御質問いただきました建築基準法に基づく各種道路は、幅員が4メートル以上のもので次に示すようなものです。

- ① 道路法による道路いわゆる公道であって、国道、都道府県道、市町村道の指定又は認定をうけており、事実上通行可能な道路がこれに該当します。(1号道路)
- ② 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法、密集市街地整備法によって造られた道路で、工事完了後は道路法による道路(公道)となるのが一般的であります。私道のままで維持管理されるものもあります。開発による道路と呼ばれています。(2号道路)
- ③ 建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際(松浪地区においては昭和25年1月23日)に、存在した道で、公道、私道の区別は問いません。(3号道路)
- ④ 土地を建築敷地として利用するため、新たに築造する道で、建築基準法の基準により造られた道路です。位置指定道路と呼ばれています。(5号道路)
- ⑤ 建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際(松浪地区においては昭和25年1月23日)に、既に道として使用され、幅員が4メートル未満1.8メートル以上で、建物が建ち並んでいる道をいいます。公道、私道の区別は問いません。なお、道路の中心線から両側に2メートルずつ振り分けた線(片側が河川や高い崖などの場合には、それらの境界線から敷地側に一方的に4メートル後退した線)を道路の境界線とみなしています。(2項道路)
- ⑥ 建築基準法第42条に規定する「道路」として扱わない道を非道路といいます。

次に、これまでも浜竹四丁目だけでなく、私道の土地所有者より「公道化の要望」の事案はありますが、私道の公道化については、道路用地の寄付していただけることと、次

の要件に当てはまる必要があります。

1. 該当道路が公道に接している。
2. 該当道路に接しているお宅のうち、公道に接していないお宅が3軒以上ある。
3. 道路幅員が4メートル以上ある。
4. すみ切りが基準を満たしている（目安として片側4.5メートル、両側3.5メートル）。
5. 道路幅員が6メートル未満で延長が35メートル以上の場合、35メートルごとに車の転回広場がある。
6. 路面が舗装されている。
7. 排水施設が整備されている。

以上の一般的な原則要件のほかに、公道化を要望した場所に応じて、道路や下水など関係各課の個別的な条件を加えます。

それらについて、公道化を要望した土地所有者が整備できない場合は、公道として実現することが困難となります。

### 3 都市・整備関連について

#### ③空家対策

【浜竹四丁目自治会】

#### 要望 空家対策

浜竹4-1-37付近の空家が古くなっており、防犯面や災害等で危険箇所となると思われる。空家対策として市に動いてもらいたい。

#### 回答 (担当：環境保全課、建築指導課)

当該空家については、平成30年8月より所有者への指導の依頼を度々いただいております。

環境保全課及び建築指導課で現地を確認したところ、雑草の繁茂及び建物全体の老朽化を確認したため、平成30年10月に所有者に対して環境保全課と建築指導課の連名で土地等の適正管理を依頼する文書を送付し、以降、電話で所有者とやりとりをしているところです。

環境保全課では雑草の成育状態を確認しながら、建築指導課では建物の老朽化に関しての状況を把握しながら、日頃より所有者には定期的な除草及び建物の維持保全について適切に行っていただけるように依頼をしているところです。

建物所有者も維持管理の重要性には理解を示しているものの、将来的に活用する等の計画を思案されているため、目に見える形では改善が見られない状況となっているようです。

しかしながら、今もなお、近隣住民の皆様から当該地についてお困りの声をいただいている状況であるため、今後も所有者に対して適正管理に努めていただくよう求めてまいります。

### 3 都市・整備関連について

#### ④ブロック塀対策の進捗

【松浪二丁目自治会】

**質問** 昨年度実施のブロック塀対策の進捗について

昨年度市から依頼により、危険箇所のブロック塀について調査の報告を実施したがその後の進捗について伺いたい。具体的には松浪地区でどの程度補助金を活用して対策が取られたのか伺いたい。松浪二丁目では、かなりの危険箇所ブロック塀の報告をしたが、確認している限りでは1カ所のみ対策を実施した家があるが、その他についてはそのままである。今年度についてもポスティング実施し、周知する必要が有るのではないか。

**回答** (担当：建築指導課)

平成31年度の調査に際しまして、御協力いただきました皆様に心よりお礼申し上げます。

平成31年度緊急対策として実施いたしました沿道景観形成事業補助金における松浪地区の補助実績ですが、市全体での申請件数90件のうち8件でした。

また、関連といたしまして狭あい道路整備事業における松浪地区の実績ですが、市全体での申請件数142件のうち19件でした。

令和元年度におきましても、ポスティングを始め、様々な手法により危険な塀の解消に向けた周知啓発を進めてまいります。

なお、令和元年6月4日、茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会（委員数319人）の皆様へ、補助制度を御案内するとともに、委員と市民の皆様が接する中で、関連する相談に当たられた際は建築指導課へ誘導していただきたい旨を依頼いたしました。



## 4 教育・子ども関連について

### ①旧小和田消防署跡地の活用

【松浪二丁目自治会】

#### 質問 旧小和田消防車跡地の活用について

旧小和田消防署跡地の活用については、6年前から市民集会の席で要望をお願いしている。

昨年の市民集会の席で企画部長から『旧小和田消防署の跡地の活用について再編整備計画は売却と言うことで計画の位置づけをしているところでございます。今後につきましては、地域の特性や敷地条件に加え、教育施設の再整備の視点でと言うことで、地域最大の公共施設である松浪中学校の再整備計画及び活用等を含めて検討し、一定の方向性を定めてお示しできるよう協議していきたいと思っております。』との発言がありました。

この件に関して、現在の進捗状況について説明をお願いしたい。

#### 回答 (担当：企画経営課、施設再編整備課、消防総務課、教育施設課)

旧消防署小和田出張所跡地の活用につきましては、平成25年3月改訂の「公共施設整備・再編計画（改訂版）」以降、売却することを位置付けております。

しかしながら、売却に当たっては自治会や地域の皆様から様々なお話をお伺いしていることを踏まえ、地域最大の公共施設である松浪中学校の再整備との連携を図るとともに、地域の住環境や安全性の向上など幅広い視点で検討を行うことが必要であり、「茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画」期間内には地域の皆様に御説明できるよう、現在検討を進めております。

また、学校施設の再整備につきましては、平成29年12月に策定した「茅ヶ崎市教育施設再整備基本方針」において、学校施設の将来にわたる建替えと長寿命化、大規模改修事業などの在り方を検討し、再整備の方向性を示しております。なお、松浪中学校の再整備の方法や時期、優先順位などについては、現在策定中の「茅ヶ崎市教育施設再整備基本計画」に位置付けることを検討しているところで、令和3年度を始期とする次期「茅ヶ崎市総合計画」との整合を図りながら進めております。

## 4 教育・子ども関連について

### ② 浜須賀中学校の校舎改修

【出口町自治会・ひばりが丘自治会・美住町自治会】

**要望** 浜須賀中学校の校舎改修について

#### 【出口町自治会】

要望等の題名：浜須賀中学校 校舎の改修について

出口町・美住町・ひばりが丘の子どもたちが通う浜須賀中学校が、現在大変危険な状態です。改修が必要と思われる箇所は以下の通りです。

天井・・・雨漏りがひどく天井がはがれている箇所、今にもはがれそうになっている箇所があります。また、雨漏りが原因のカビが発生しています。雨の日にはバケツを置き対処しているようですが、それでも階段や廊下が水浸しになり大変危険です。ぬれた廊下で滑って転倒したり、ぬれた階段から落下した場合、けがの恐れがあります。地震や火事で避難する際にはなおさら危険が増すと思われます。

<被害のひどい場所>

北棟3階被服室前廊下 南棟3階～4階の西階段 南棟3階・4階の廊下

教室の窓・・・南棟3階の教室（現在2年2組）は、雨の強い日にはサッシの隙間や壁のクラックから雨水が浸入し、床の色が変わるほどです。

廊下・・・教室前の廊下のビニールクロスが浮いてボコボコしています。足を引っかけて転倒する危険があります。補修されている箇所もありますが、非常に汚い状態です。

子どもたちが、安全な学校で安心して過ごすことができるよう、学校施設の改修をぜひお願いいたします。

#### 【ひばりが丘自治会】

要望内容…浜須賀中学校の安全性の問題

①廊下の床材（フロアシート）がふくらみ破損しています。

生徒がつまずいて怪我をする可能性がありますので至急の補修をお願い致します（熱による床材の伸びが原因と思われます）。

②雨漏りで天井材の破損があります。

又、天井下地材が錆びている為に地震時には天井材が落下する可能性があります。床材と同様に危険性もありますので早めの対応をお願いします（根本的な解決は雨漏りの補修になるとは思いますが…）。

安全な学校で子供たちに事故があつてはいけないと思ひますので、検討の方、宜しくお願ひ致します。

#### 【美住町自治会】

浜須賀中学校の校舎修理の放置の件

天井からの雨漏り、サッシの隙間や壁のクラックからの雨水の浸入、窓際のコンクリートから雨水が滴り落ちる現況下で、これらにはバケツを置いての対処の結果、廊下のシートが浮いたり剥がれたりしておひます。先日の大雨で休校と成つた翌日には、家庭科室は水

浸しの状況であったけど、生徒の大半はここ数年間先輩からの引き継ぎで、雨の日のバケツで対処することに慣れて居るのが現状だそうです。

4～5年間放置状態のために、カビが発生し、天井・壁は変色しております。雨に濡れた階段や廊下で、滑ったり、転倒したり、階段から落下するなどの大きな怪我や事故と成る前に、応急ではなく恒久的な処置を願います。雨の日での防災訓練で廊下を急いでも滑ったりせぬように、安心して訓練が出来ますようお願いしたい。この件では他の自治会でも問題視されておられます。

回答

(担当：教育施設課)

学校施設の状況につきましては、学校からの情報提供はもとより、毎年2回実施している建物維持管理点検、建築基準法に基づく定期点検等によって把握に努めております。

浜須賀中学校からは、屋上防水や外壁、サッシの経年劣化による雨漏り等について修繕要望が挙げられており、その都度、技術職員が状況確認を行っております。具体的な対応といたしましては、劣化の状況等を考慮しながら、応急的な修繕を施しており、防水層の部分改修、サッシの部品交換、建築設備の修繕等を行いながら機能回復に努めております。

今後も、浜須賀中学校の様々な不具合につきまして、早期に原因を究明し、有効かつ効率的な修繕に努めてまいります。

なお、浜須賀中学校につきましては、学校施設の経年劣化や設備類の機能低下に対応するため、リニューアルに向けた学校全体の改修設計を令和元年度から令和2年度にかけて実施してまいります。

その後は国庫補助金の申請を行い、改修工事費を確保した段階で教育環境の改善を図ってまいりたいと考えております。

## 4 教育・子ども関連について

### ③児童クラブについて

【美住町自治会】

#### 質問 児童クラブについて

待機児童問題は、いかがに推移しておりますか。

若い人たちの労働意欲をサポートするためにも、待機児童“ゼロ”は、必須な政策です。同時に、就学児童の放課後をサポートする児童保育クラブの充実も不可欠な政策です。当地区においては、収容能力の増強は、どのようになっていますか。

#### 回答 (担当：保育課)

本市では、平成31年4月1日現在、公設民営・民設民営併せて30の児童クラブを設置しており、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供できるよう努めているところです。

しかしながら、近年、共働き世帯等の増加によって、児童クラブの利用者数も年々増加しており、平成26年度より児童クラブに入所を希望しても待機となる児童が発生しております。

本市といたしましても、公設民営児童クラブの整備や民設民営児童クラブの設置による定員増加に努めてきたところですが、保育需要の増加に追いついていないのが現状です。

そのため、平成30年2月に「児童クラブ待機児童解消対策」を策定し、令和2年度までに、まずは低学年の待機児童を解消することを目指し取組を進めております。

この対策においては、厳しい財政状況を踏まえ、児童クラブの整備だけでなく、多角的な視点から児童の放課後等の居場所づくりに取り組んでいくこととし、「新たな民設民営児童クラブの設置」のほか、通常児童クラブに通所していない高学年児童を対象とした「長期休暇対策事業」や「小学校ふれあいプラザ事業」の拡充などを位置付けております。

しかしながら、保育需要は本市の想定以上に増加しており、令和2年度の低学年待機児童ゼロを達成することは非常に難しい状況であり、松浪地区につきましても、公設民営児童クラブを2か所設置し、定員は両施設合わせて121名となっておりますが、高学年を中心とした待機児童が発生している状況です。

そのため、松浪地区も含め、機動的に待機児童の解消に取り組むため、現在、最新の状況を分析し、対策の時点修正を行い、改めて必要施策の検討を行っております。

そのような中、当該地区につきましては、待機児童が多く、優先度の高い地域であると認識しておりますので、新たな民設民営児童クラブの設置を早期に行う方向で調整しております。

引き続き、待機児童の解消だけでなく、全ての児童を対象とした安全・安心な放課後の居場所の創出に今後も努めてまいります。

## 5 その他

### ①自治会加入率の低下への対応策

【浜竹一丁目自治会】

#### 要望

自治会加入率の低下への対応策について

茅ヶ崎市全体の自治会加入率は、1979年(昭和54年)の98.17%から2019年(令和元年)には74.9%にまで低下をしている。

この自治会加入率の低下は、自治会の存続にまで影響を与え始めている。現実には、浜竹一丁目の自治会加入率も75%(2019年)とほぼ市全体の平均値まで低下している。

これは社会環境の変化(少子高齢化、核家族化など)が要因と云われ、1979年からこの40年間、加入率は低下を続けている。そのため、茅ヶ崎市もプロジェクトチームを立ち上げ、自治会加入率向上に取り組んでいるが、低下に歯止めがかかっていない。

自治会加入率の低下の要因に、社会環境の変化とともに地域コミュニケーションの希薄化が進んでいることが挙げられているにもかかわらず、こて先に対応だけで根本的な問題に対して対策が取られていないのではないだろうか。

地域の担い手である自治会が果たす役割について認識されなくなっているが、自治会としても説得力のある方策が取れないでいる。

現実には、公共サービスにしても、その多くが自治会の管理、維持によってなされていることの認識が薄れている。住民としては、税金を払っているのだから当然として生活をしているが、現実には行政が2,000名ほどの市職員で24万人強の住民を面倒みることは不可能である。自治会活動は行政の下請けとして批判する人が多いが、自分たちが住む地域の担い手として、自治会がその役割を果たしていると云っていいのではないだろうか。

もっとも身近なゴミ問題についてしかり、そのほか防犯灯、道路、側溝、カーブミラーなど交通安全対策など、それに災害対策として防災訓練、防災資機材の備蓄など、自治会活動の恩恵を受けていることを住民、会員に認識してもらうため、自治会独自の努力も必要だが、行政としても加入率低下に歯止めをかけるべき対策を講じてほしい。

#### 回答

(担当：市民自治推進課)

超高齢化社会を迎え、防災・防犯の観点などからも地域の絆、つながりの重要性はますます高まっております。そのような中、御要望内容にもありますとおり、自治会が地域内での顔の見える関係性の構築に大きく貢献していることや、行政に代わってごみ集積所の管理等で日頃から大きく市民生活を支えていただいていることに対し感謝申し上げます。

本市の自治会加入に関する取組としましては、平成30年度より本市への転入手続等で市役所を訪れる方々への意識付けといたしまして、市役所庁舎内にてチラシを電子映像で見ることができるデジタルサイネージを活用し、自治会加入に関する啓発チラシの表示を行っております。

さらに、令和元年度末には神奈川中央交通株式会社のバス車内にあるデジタルサイネージにも啓発チラシを表示する予定であり、日々バスを利用する不特定多数の方への自治会加入の周知につながると期待しております。

また、人と人のつながりからなる自治会は、地区内全ての住民が当事者となり課題解決

等に取り組む地区まちぢから協議会のベースとなっていることから、令和元年度より茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会と協働し、「（仮称）自治会加入率向上プロジェクト」を開始いたします。このプロジェクトでは、自治会の加入を巡る現状の把握、独自の自治会加入促進事業の実施や各自治会による加入促進に対する支援等を行うため検討を進める予定です。

これらの取組を通して自治会の活動を多くの方に知っていただくことで、自治会加入率の向上につながればと考えており、これからも地域の皆様と一体になって積極的に進めてまいりたいと考えております。

## 5 その他

### ②運転免許証自主返納への行政支援

【浜竹一丁目自治会】

#### 質問 運転免許証自主返納への行政支援は

社会的問題になっている高齢者の自動車事故については、ここで言及するまでもないが、免許証自主返納を促進させる行政支援についてお聞きしたい。

公共交通機関が少ない地方では、車という足がなければ生活が出来ないのと違い、茅ヶ崎市内は交通機関としてJR、バス、タクシーなど代替え手段があるうえ、病院、スーパー、コンビニなどが多く近距離で利用できるため、支援体制によっては、自主返納が促進される可能性がある。

ただ、免許証自主返納を躊躇する最大の要因は、交通の便利さにある。茅ヶ崎市も「高齢者福祉」については多くの施策があり、交通手段としては「福祉タクシー券」が発行されている。しかし、免許証自主返納による特典についての行政支援なりサポートについて、具体的な施策は報告されていない。参考までに他自治体の特典をみってみる。

- ①指定タクシー会社の10%割引
- ②公共交通機関の定額フリーパスポートの発行
- ③協賛店舗での割引（飲食店、理髪店、美容室など）
- ④メガネ、補聴器代金の補助

このうち自治体の多くが①を採用している。

このほか、茅ヶ崎市には、コミュニティバスが市内を巡回しており、

- ⑤コミュニティバス料金の割引あるいはフリーパス券の発行
- ⑥交通手段の代替えとして「電動自転車」の購入補助
- ⑦大型スーパー、ホームセンターなどとの協賛で、大型商品なり大量購入の宅配割引（宅配業者との提携による割引も）

高齢者といっても個人差があり一概には言えないが、昨今のマスコミ報道により運転に対する不安を持つ高齢者は確実に増えている。免許証自主返納を促進させる良い機会でもある。

#### 回答 (担当：安全対策課、高齢福祉介護課、都市政策課)

運転免許証の自主返納につきまして、神奈川県警察ではこの制度を進めるため、自主返納をし、運転経歴証明書の交付を受けている方に、企業等の協力により割引などのサービスを受けられる自主返納サポートの取組を行っております。その中には、一部ではありませんが、市内の店舗において受けられるサービスもございます。

そのため、自主返納制度と自主返納サポートについて、市ホームページや市広報紙への掲載を始め、公共施設でのポスターの掲示、まちぢから協議会連絡会の御協力をいただき、同連絡会が作成する広報紙への掲載や、高齢者対象の啓発事業を中心とした周知など様々な機会を捉え、制度の周知を進めております。

また、高齢者が運転免許証を返納し、車がなくても不便をきたさず暮らしやすい生活が送れるよう、公共交通機関の利用の促進などの取組も行っております。

合わせて、御本人や御家族から相談があった場合には、運転免許証の返納により生活に支障が出てくることへの不安な気持ち等に寄り添うことができるよう相談体制を整えております。また、認知症等のために運転免許証を返納した場合についても、神奈川県警察と連携した支援について検討しているところでございます。

御意見をいただきました運転免許証を自主返納した方への支援につきましては、運転免許証を所持していない高齢者との関係など課題もありますので、他の自治体の先進事例を踏まえながら、今後もこれらの取組を継続し、運転免許証の返納についてより一層の周知を進めてまいります。



## 議題以外の回答

【浜竹四丁目自治会】

**要望** 旧兵金山公園の代替となる公園確保

数年前から、当地域内に公園を設置して欲しい旨繰り返し要望してきました。直近の進捗状況を説明して頂きたい。

**回答** (担当：公園緑地課)

兵金山公園がなくなってしまったことで、当該地域に公園がなくなり、防災上の観点からも公園が必要な地域であるということは、本市としても十分認識しております。

これまで、なかなか候補地の確保ができず、いまだ新しい公園の整備には至っておりませんが、今後も引き続き自治会を始めとした地域の皆様の御協力を得ながら、公園用地の確保ができるよう取組を進めてまいります。

【浜竹四丁目自治会】

**要望** カーブミラーの新設 (浜竹四丁目自治会)

浜竹4-7-1付近(アーバンビュー湘南辻堂サウスヴィラの横)のカーブミラーの新設を希望している。浜竹通り北から東方向が見えるようにカーブミラーを設置してほしい。

車歩分離、交通量の増加、住宅街の裏道利用増などで、大変危険な箇所となっている。

**回答** (担当：道路管理課)

回答が不要である旨を確認させていただいております。

【松浪一丁目自治会】

**要望** 松浪一丁目7番地と12番地の間の鉄板道は、雨が降るととてもすべり易く危険です。自転車でも徒歩でもすべります。濡れていてもすべりにくい材質に変えて頂きたい、宜しくお願い致します。

**回答** (担当：下水道河川管理課)

御要望の区間は、地域の皆様より要望を受け、水路の上部利用として滑り止め用の突起を付けた鉄板を設置し、地域の皆様が水路上を通行している状況です。また、南北両端は道路と接続し連続した通行空間となっております。

鉄板を滑りにくい材質に変える方法としては、鉄板をコンクリート板に変えることや、鉄板上部に舗装をかぶせることが考えられます。

コンクリート板の場合は、その厚み分、周辺と高低差が生じるため、すりつけが必要になり、通行の安全面において課題が生じることから、実施は困難と考えております。

また、舗装の場合は、水路の維持管理に必要な点検口が作れず課題が生じます。

これらのことから、材質を変えることによらず、利用者の安全意識の向上を図るため、注意喚起の看板や止まれステッカーの設置、自転車の徐行を促すため車止めの増設を検討してまいります。

今後も、水路上部の通行については、地元自治会と協力し、地域の皆様に安全に利用していただきたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

【緑が浜自治会】

#### 要望 緑が浜県道沿いバス停設置の要望

(1) 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの一環として上記の要望をいたします。緑が浜の県道沿いには高層住宅が多く、高齢者も多く住んでいます。日常生活において生活必需品の買い出しに出かける場合、バス停が遠く体力的に難渋しています。

(2) 江の電の〈辻堂南口→平和学園→浜須賀→辻堂団地→浜見山→辻堂南口〉の循環バスの『浜須賀と茅ヶ崎学園入口』のバス停の間に新たにバス停を設置してほしい、ということが私たちの要望です。

(3) かねてから、この問題は話し合われており、個人的に申し入れをした方々がありますが、実現のめどはついていません。住民として、どのように対処すれば実現できるのでしょうか。地域の課題の一つとしてご指導下さい。

#### 回答 (担当：都市政策課)

当該バス停の設置については、以前、御要望をいただいた後にバス事業者である江ノ島電鉄株式会社（以下「同社」という。）と協議を行いました。その際、同社からは当該バス停の設置に対して慎重な意見がありましたが、直近で問い合わせたところ、現地調査等も含めて改めて検討するということでした。

地域の皆様の御要望をなるべく市としてもかなえられるよう、今後、同社と連絡を取り合い、課題を整理しながらバス停の設置に向けて取り組んでまいります。地域の皆様にも改めてお力をお貸しいただきますようお願い申し上げます。

【美住町自治会】

#### 質問 ホストタウンについて

当市が、北マケドニアのホストタウンに登録されました。良いことと思います。しかし、市民にとっては、「何？」との思いの方がほとんどではなかったでしょうか。ホストタウンの選択は、いかに決まったのでしょうか。

また、今後のイベントはいかに計画されておりますか。更に、2020後、の同国との友好関係の発展は、どのように考えられておりますか。

北マケドニアは、ユーゴスラヴィアから独立後も隣接国と厳しい環境にあり、国名も今年になって決まったほどに、まだまだ、古くて、新しい国です。支援することは、意義あるところと思われませんが、支援に向けた予算措置はどれほどを計画されておりますか。

**回答**

(担当：スポーツ推進課、男女共同参画課)

北マケドニア共和国のホストタウン登録に至った経緯につきましては、平成28年度より、神奈川県と連携しながら2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ誘致に取り組み、これまで複数の国に本市の施設を視察していただきましたが、最終的に誘致実現には至りませんでした。

そのような中で、平成30年5月に神奈川県知事宛てに駐日マケドニア共和国大使館より神奈川県下の自治体とホストタウンを締結したいという内容の手紙が届きました。

神奈川県オリンピック・パラリンピック課より紹介を受け、平成31年1月に大使館側よりホストタウン締結に向けて話を進展させたい旨の連絡がありました。

平成31年2月に大使館の臨時代理大使（アナ・デレバン・ブラジェスカさん）の訪問が実現し、文化施設やスポーツ施設、サザンビーチ等を御覧いただき、本市の魅力をお伝えしました。

その後、駐日北マケドニア共和国大使館より、北マケドニア共和国オリンピック委員会が、オリンピック大会後、本市に選手団を派遣する旨の手紙が届き、平成31年3月に内閣官房へホストタウン登録申請し、同年4月26日に登録が決定しました。

ホストタウン登録後の交流等については、駐日大使館や日本マケドニア友好協会の協力をいただきながら、北マケドニア共和国を市民に知っていただくための企画として、同国のゆかりの人物であり、大使館が写真や資料を所蔵しているマザーテレサのパネル展、ホストタウン登録記念イベントでの駐日北マケドニア共和国臨時代理大使による同国の紹介とマケドニア音楽の演奏、マケドニア伝統料理教室を実施しました。

今後はマケドニア文化を伝える事業の実施や、市内飲食店を始めとした事業者の協力をいただきながら名産品であるワインや伝統料理を紹介する北マケドニアフェア等の実施を予定しております。

さらに、北マケドニア共和国オリンピック委員会も大会後に本市へ選手団が訪問し、交流事業を行うことを了承しており、2020年には多くの市民と外国人オリンピックとの交流が実現することになります。

なお、本市の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組としては、「茅ヶ崎2020実行委員会」を令和元年5月に立ち上げ、日本人オリンピック・パラリンピアン等との交流事業、ホストタウン関連事業、啓発事業等を実施するための事業費として150万円の補助金を支出しております。

北マケドニア共和国に対しての直接的な支援はございませんが、北マケドニア共和国との交流事業の費用も含めたホストタウン関連事業は、この補助金の一部を活用して、実施してまいります。

【美住町自治会】

**要望** 市主催の住民との協働による防災訓練について

市主催の住民との協働による防災訓練は、湘北地区での訓練を最後に、実施されなくな

りました。その理由が、市が後援して、「地区が主体的に実施する地区防災訓練を活性化  
する」であった、と記憶しておりますが、県始め、9都市でも市民をとりこんでの防災訓  
練を実施してきております。市が主催する防災訓練（庁内での訓練でなく）と地区防災訓  
練の活性化とは、フェースが違う話です。かつての防災訓練でなく、災害緊急対応総合訓  
練の実施を企画してはいかがでしょうか。

私見ですが、この訓練は、地震発生、津波発生、河川洪水、土砂災害発生、火災発生な  
ど、各地区の災害特性から同時的発生する災害に、各地区と協働して、対応する訓練を想  
定します。

**回答**（担当：防災対策課）

防災訓練の目的としては、市民の皆様の防災意識の高揚と、災害発生時における応急対  
策活動の対応力の向上の大きく二つに分けられます。

本市では、平成26年度より幅広い世代の皆様には防災対策について普及啓発を行うとと  
もに、市民全体の防災意識の高揚を図るため、それまでの実技訓練や防災関係機関による  
デモンストレーション等を中心とした総合防災訓練から、イベント型の訓練として、消防  
防災フェスティバルを実施してきております。

一方で、地域に主催していただいている地区防災訓練については、災害発生時における  
知識や技術の習得を通して、自助・共助の推進を図るとともに、災害に強い地域づくりを  
進めていただくための取組となっております。本市としましては、訓練の企画段階から会  
議等に参加させていただき、訓練内容について地域の皆様と一緒に考えさせていただくと  
ともに、訓練当日においても可能な限りの支援をさせていただいております。

また、共助と公助の連携強化を図るための情報受伝達訓練を、地域の皆様に協力をいた  
だきながら実施させていただいております。

防災訓練については、自助・共助の推進と、共助と公助の連携を促進する内容で実施す  
ることで、より実践的で実効性のあるものとなります。

現在、自主防災組織が主体となって、地域の災害特性に応じた訓練を実施していただ  
いていることで、自助・共助の推進につながっているものと認識しており、本市といたしま  
しては、こうした取組がより一層進むよう引き続き支援を行うとともに、共助と公助の連  
携が更に図られるような防災訓練の在り方について、引き続き検討してまいります。

【美住町自治会】

## 要望 防災と茅ヶ崎ゴルフ場

「防災に関する命を守る国際基準『スフィア基準』を、広域避難場所及び避難所運営に  
採用して県内での防災先進市を目指したらどうか？」

→何故スフィア基準か？

・クラスター火災の減災対策が一向に進まない。むしろ逆行している？広い面積の宅地が  
売却され、その跡地に数戸が建築されるミニ開発が止まらない。「建築物の敷地面積の最  
低限度」の定めではミニ開発は止まらなく、松浪地区のクラスター火災規模は増加傾向に

ある。

・スフィア基準は、人道支援に関する諸原則とコア基準の他、4つの主要活動領域について最低基準を纏めている。

・1人あたりの居住空間は最低3.5㎡、便所は20人に1基、男性1対女性3の割合で設置等。

・2016年4月、内閣府（防災担当）は、『避難所運営ガイドライン』の中で参考にするべき国際基準としてスフィア基準を紹介した。2017年4月、徳島県は『徳島県避難所運営マニュアル作成指針』を改定し、スフィア基準を盛り込んだ。

「H29年度の広域避難場所の見直し結果により、避難場所が増えた事は歓迎すべき事と思われるが、新規指定の考え方は安全面積1万㎡以上、避難者1人当たり2㎡以上の避難面積を確保としている。ここでもスフィア基準を考慮して要避難人口を割振るのが望ましい」

「以上より、茅ヶ崎ゴルフ場（広域避難場所6番）は、21番と併せて、松浪地区・浜須賀地区の広域避難場所として現状のまま残すべき」

回答（担当：企画経営課、防災対策課）

災害時の避難先については、津波や大規模な火事等の差し迫った危険から命を守るために緊急的に避難する場所となる津波一時退避場所や広域避難場所といった「避難場所」と、自宅が被災し、又は被災するおそれのある方が一定期間滞在し、避難生活を送る場所となる「避難所」とに分けられます。

御要望でございます広域避難場所へのスフィア基準の適用につきましては、広域避難場所が差し迫った危険から緊急的に避難する場所であり、避難生活を送るための場所ではないことから、1人あたりの居住空間のスフィア基準を適用することは適切ではないと考えます。

また、避難生活の場所となる避難所の居住空間につきましては、スフィア基準をまとめた「スフィア・ハンドブック」（スフィアプロジェクト作成）において1人あたりの居住空間は3.5平方メートルとされているものの、発災直後の十分な資材等が確保されない状況にあっては3.5平方メートル以下とすることについても言及されております。大地震等が発生した場合、本市にあっても発災初動期には十分な避難スペースが確保できないことも想定されます。このような場合には、民間施設を含めた公立小・中学校以外の避難先の確保を図りつつ、避難の長期化による避難者の健康への影響に配慮しながら、段階的かつ確実に余裕をもった避難スペースの配置に努めていくものと考えております。

なお、茅ヶ崎ゴルフ場につきましては、現在、土地所有者である神奈川県等により跡地の利活用を実施する事業者の募集が行われております。本市といたしましては、広域避難場所の機能確保が実現されるよう、引き続き神奈川県等と協議してまいります。

**要望** 柳島スポーツ公園PFI事業のVFM

昨年度の回答で、3億800万の削減が可能になりVFMの割合も6.5%との回答だが、設計・建築費／維持管理費・運営費／金利／税金等の構成要素毎に、行政が実施する場合とPFI事業でのライフサイクルコストの比較数値を示して欲しい。仮に6.5%がVFMとするとプロジェクトの総額は¥48.4億にしかない。手元の資料では20年間の維持管理契約を含めると総額¥120億くらい。この数値との関係も明らかにして欲しい。

**回答** (担当：スポーツ推進課)

柳島スポーツ公園整備事業を行政が実施する場合の総事業費としては、約80億円として積算され、事業者選定の入札時におきましては、PFIを導入した場合の参考価格として7,581,122,000円にて入札公告しております。

結果といたしまして、茅ヶ崎スマートウェルネスパーク株式会社が落札し、総額7,487,584,416円(税込み)で契約の締結を行っており、VFM6.5パーセント、財政負担削減額が3億800万円となっております。

※「PFI (Private Finance Initiative)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供でき、事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供が期待されます。

※「VFM (Value For Money)」とは、PFI事業における最も重要な概念の一つで、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のことです。従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合です。